

重要事項説明書（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令３７号１２５条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者の概要

事業者の名称	特別養護老人ホーム八光苑
主たる事務所の所在地	岐阜県高山市久々野町久々野１２０２番地
法人種別	社会福祉法人高山八寿会
代表者の氏名	理事長 田方 孝夫
電話番号	０５７７－５２－２２１１

２．ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム八光苑
施設の所在地	岐阜県高山市久々野町久々野１２０２番地
都道府県知事指定番号	２１７２９００３２２
施設長の氏名	苑 長 佐藤 郁洋
電話番号／ＦＡＸ番号	０５７７－５２－２２１１／０５７７－５２－３５３１
メールアドレス	hakkoen@hachijukai.com

３．ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設	令和 ４年１２月 １日	２１７２９００３２２	８０名
居宅介護支援	令和 ４年１２月 １日	２１７２９００３０６	

４．施設の目的と運営の方針

施設の目的	社会福祉法人高山八寿会が開設する八光苑指定短期入所生活介護事業所が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士その他の従事者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、また要支援者に対して要介護状態にならないように自立支援の観点に立ち、効果的・効率的サービスの提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担軽減を図る援助を行う。

５．施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム八光苑」

敷地		13,028㎡
建物	構造	鉄筋平屋建て
	延床面積	3,568.02㎡
	利用定員	14名

（１）居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	14	193.82㎡	13.84㎡
2人部屋	2	45.60㎡	11.40㎡
4人部屋	19	640.19㎡	8.42㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂兼機能訓練室	2	
一般浴室	1	
器械浴室	特殊浴槽 2台	
医務室	1	
洗面所	1階 10箇所／2階 2箇所	
便 所	1階 5箇所／2階 3箇所 (ウォシュレット)	
デイルーム	1	

6. 職員体制

従業者 の職種	員 数	区分				常勤 換算数	指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専務	兼務	専務	兼務			
施設長	1		1			1	1（常勤）	社会福祉主事ほか
医 師	2				2	0. 2	必要な数（非常勤務可）	医師
生活相談員	1		1			1	入所者数が１００またはその端数を増すごとに、１以上（常勤）	社会福祉士ほか
介護職員	３６	２６		１０		３１	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入居者の数が３またはその端数以上	介護福祉士 実務者研修 ２級ホームヘルパー
看護職員	９	５	１	３		７. １	１人以上は常勤。 入所者５０以上１３０未満・・・常勤換算方法で３以上	看護師 准看護師
栄養士	１		１			１	１以上	管理栄養士
機能訓練指導員	１				１	０. ２	１以上	理学療法士ほか
介護支援専門員	１	１				１	１以上	介護支援専門員ほか

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長	8時30分～17時30分	土日祭日
医 師	月曜日・火曜日の午後	月曜日・火曜日以外
生活相談員	8時30分～17時30分	土日祭日
介護職員	早番・日勤・遅番・夜勤	4週6休
看護職員	早番・日勤・遅番	4週6休
管理栄養士	8時30分～17時30分	土日祭日
機能訓練指導員	金曜日の午後	金曜日以外
介護支援専門員	8時00分～17時00分	土日祭日

8. 営業日及びご利用の予約方法

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。ご希望の方は、担当のケアマネージャーへご相談ください。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

- ・八光苑 TEL (0577) 52-2211
- ・第三者委員会 矢嶋弘治 TEL (0577) 52-2102
- 架場教子 TEL (0577) 53-2619
- ・高山介護保険担当課 TEL代表 (0577) 53-2619
- ・岐阜県国民保険団体連合会 TEL (058) 275-9826
- ・岐阜県運営適正化委員会 TEL (058) 278-5136

10. 協力医療機関

医療機関の名称	高山赤十字病院	久美愛厚生病院	ひさかね医院	長瀬内科	いしうら医院
所在地	高山市天満町 3-11	高山市中切町 1-1	高山市西之一色町 1-45-11	高山市森下町 1-227	高山市石浦町 5丁目1
電話番号	32-1111	32-1115	35-4788	57-9911	34-5648
診療科	内科・外科・整形外科 他		内 科		歯 科
入院	可		不可		—

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「八光苑消防計画」に則り、対応を行います。
近隣との協力関係	災害が発生した場合、避難・救出等の協力をしてもらうため、施設周辺の西洞地区自主防災隊に協力依頼をしています。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設八光苑消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者、全職員、消防署、消防団、警察、地元住民の方も参加して実施します。
防災設備	避難階段…1、自動火災報知器…2、誘導灯…24、ガス漏れ報知器…4、 防火扉・シャッター…3、パッケージ型消火設備…3、非常通報措置…2 漏電火災報知器…1 ※カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	高山消防署大野分署への届出日 平成31年4月1日 防火管理者

12. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

ご利用の中止	●利用開始予定日以前の中止 入所前に利用者等のご都合でサービスを中止する場合、わかり次第その旨をご連絡ください。なお、キャンセル料をいただく場合がございますので、予めご了承ください。 ●利用期間中の中止 以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービス中止・退所していただく場合がございます。 ・利用者が中途退所を希望した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合 上記の場合で必要なときは、ご家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとる等の措置を講じます。
面 会	面会時間は午前8時30分～午後9時00分としております。 来訪者は面会時間を厳守し、必ず面会カードに記入ください。 面会時に持ち込まれる飲食物は、必ず介護職員へ報告してください。 主食になるもの及び生ものの持ち込みは、お断りさせていただいております。
食材料費	急なキャンセルや体調不良等により、食事を作っていたが食べられなかった場合も、ご負担いただきます。ただし、事前にわかる場合は徴収致しません。
外 出	外出の際には、必ず外出届けを出してください。
医療機関への受診	ご利用期間中に病院受診が必要となった場合は、事前にいただいております緊急連絡先へご連絡いたします。病院への送迎は当苑でも行えますが、病院での対応は原則家族でお願いします。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、指定の場所以外ではお断りします。飲酒は、医師の指導許可が必要です。

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	定めた場所にて、管理願います。
現金等の管理	他の利用者に迷惑にならないよう、各個人での責任において管理願います。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの同伴及び飼育はお断りします。

1 3. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

「重要事項説明書別紙」のとおり。

1 4. 利用料金のお支払い

毎月の利用料は、翌月 25 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに、施設の指定する方法でお支払いください。原則、口座振替とし、初回利用時にお申し込みください。翌月 15 日までに、当月の利用料金等の内訳を記載した明細書・口座振替のお知らせを発行します。また、領収証は翌々月に発行します。なお、その他の方法もございますので、ご相談ください。

私は、本書面に基ついて、事業所の職員（職名 介護支援専門員 氏名 堀 沙織）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

（利用者）

住 所

氏 名

印

（利用者の家族等）

住 所

氏 名

印

続 柄

上記了承しました。

高山市久々野町久々野 1 2 0 2 番地

特別養護老人ホーム八光苑

苑 長 佐 藤 郁 洋

印

重要事項説明書別紙（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

令和7年5月1日 現在

○ 基本的なサービス及び利用料金

利 用 料 金	$((\text{基本サービス費} + \text{各種加算}) \times \text{介護保険負担割合証の示す負担割合}) + \text{食費} + \text{居住費}) \times \text{利用日数}$
---------	--

1. 介護保険給付対象サービス及び利用料

〔以下のサービスは介護保険のサービス利用に掛かる自己負担額（介護保険負担割合証の示す負担割合）に含まれたサービスです〕

介 護	・食事－利用者の心身の状態、嗜好を考慮して調理します。 〔朝食〕 7:30～8:30 〔昼食〕 11:30～12:30 〔夕食〕 17:30～18:30 ・排泄－利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。又、おむつの適切な取替を行います。 ・入浴－最低、週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、清拭となる場合があります。 入浴日：月－木、火－金、水－日 入浴時間：〔午前〕 9:30～11:30 〔午後〕 13:30～15:30 ・離床、着替え、整容、その他日常生活上のお世話を適切に行います。
環 境 整 備	・シーツ交換－週に1回は必ず行います。 ・寝具の交換－基本的には年に1回行いますが、その他随時行います。 ・洗濯－必要に応じて、衣類の洗濯を行います。
機 能 訓 練	日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を行います。また、必要に応じて、機能訓練指導員による機能訓練を行います。
栄養マネジメント	管理栄養士等により、個々の利用者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア、マネジメントを行い、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。
生 活 相 談	生活相談員をはじめ、従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
健 康 管 理	常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等へ引き継ぎます。利用者が医療機関に通院又は入院する場合は、原則家族でお願いします。
口腔衛生管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画徹底に行います。
娯 楽 等	年間を通して季節毎の行事等を行います。

○併設型（予防）短期入所生活介護費（日額）

併設型（予防）短期入所生活介護費	自己負担額
要支援1	4 5 1
要支援2	5 6 1
要介護1	6 0 3
要介護2	6 7 2
要介護3	7 4 5
要介護4	8 1 5
要介護5	8 8 4

2. 介護保険給付対象外サービス及び利用料

食 費	1, 4 4 5 円（日額） ※但し、介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる利用者の方の食費は、認定証に記載された食費の負担限度額となります。（下記「負担段階別食費・居住費」参照）
居住費	9 1 5 円（日額） ※但し、介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる利用者の方の居住費は、認定証に記載された居住費の負担限度額となります。（下記「負担段階別食費・居住費」参照）

○負担段階別食費・居住費 （日額）					
負担段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階
食 費	3 0 0 円	3 9 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 6 0 円	1, 4 4 5 円
居 住 費	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	9 1 5 円

※「介護保険負担限度額認定証」の申請は、高山市役所高年介護課又は各支所地域振興課で行えます。

3. 施設の体制によって加算される料金

① サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（日額）

介護職員のうち介護福祉士の資格保有者が一定割合（60％）以上勤務している場合に、加算されます。

	自己負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円

② 夜勤職員配置加算（Ⅰ）（日額）

夜勤を行う介護・看護職員の数が国の示す人員基準を1人以上上回っている場合に、加算されます。

	自己負担額
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13円

③ 看護体制加算（Ⅰ）（日額）

常勤の看護師を1人以上配置している場合に、加算されます。

	自己負担額
看護体制加算（Ⅰ）	4円

④ 看護体制加算（Ⅱ）（日額）

看護職員を常勤換算方法で入所者25名又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合、且つ、国の示す最低基準を1人以上上回っており、看護職員による24時間の連絡体制を確保されている場合に、加算されます。

	自己負担額
看護体制加算（Ⅱ）	8円

4. 個別に加算される料金

① 療養食加算（1食：1日上限3食）

医師の指示せん（食事せん）に基づく療養食（糖尿病食等）を提供した場合は、加算されます。

	自己負担額
療養食加算	8円

② 若年性認知症利用者受入加算（日額）

若年性認知症と医師に診断されてみえる場合に、加算されます。なお、算定期間は65歳の誕生日の前々日までです。

	自己負担額
若年性認知症入所者受入加算	120円

③ 緊急短期入所受入加算（日額：上限7日）

居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に、加算されます。

	自己負担額
緊急短期入所受入加算	90円

④ 送迎サービス加算（片道1回）

施設により送迎を行った場合に片道毎に算定されます。

	自己負担額
送迎サービス加算（片道）	184円

5. 介護職員の処遇改善に関する加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（月額）

介護職員等の確保のため、介護職員に対する適切な賃金等処遇の改善を図り、賃金体系等の整備や研修の実施、職場環境の改善、資格や勤続年数等応じた昇給の仕組みを整備している場合、所定単位数にサービス別加算率（11.3%）を乗じた単位数が加算されます。（所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外されます。）

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬計×11.3%
---------------	-------------

○その他のサービス・利用料金等について

理髪・美容	ご利用期間中に散髪をご希望の方は、ご相談ください。
喫茶・売店等	当施設では、喫茶は週1回、売店は月2～3回用意しております。ご利用になられましたら、実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、ドライブ・夏祭り・敬老会・新年祝賀会等がございます。参加されるか否かは任意です。実費をご負担いただく行事もございます。